

# 電離健診対象事業場に対する自主点検について

## 概要

- 放射線業務を実施する事業場に対し、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）等の遵守に係る自主的な確認・改善や、令和3年度施行の改正電離則への対応準備の推進を目的に実施。
- 線量管理に係る次の点検項目を中心に自主点検票を作成。

1. 被ばく線量限度の遵守  
（実効線量・眼の水晶体の等価線量）

2. 適切な線量測定の実施

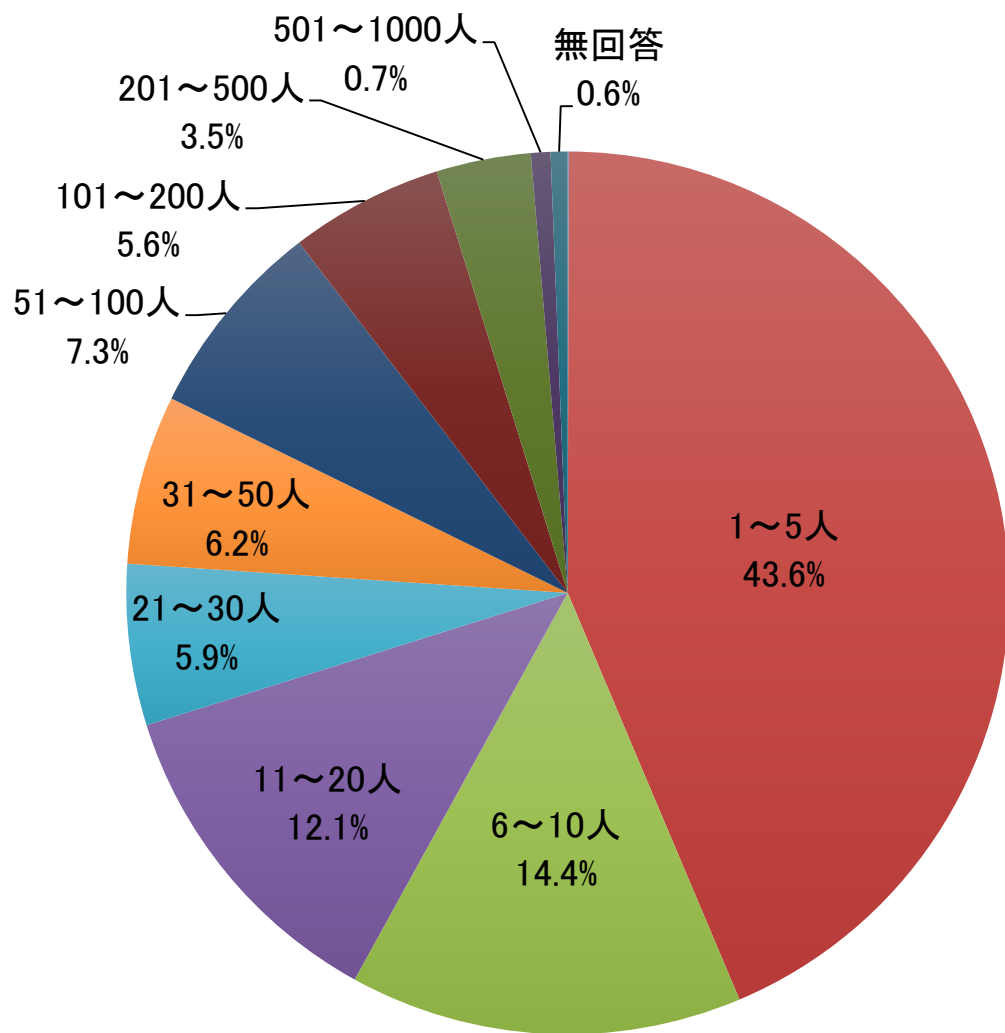
3. 被ばく線量の5年管理の徹底

4. 管理区域一時立入者の線量管理の適切な実施

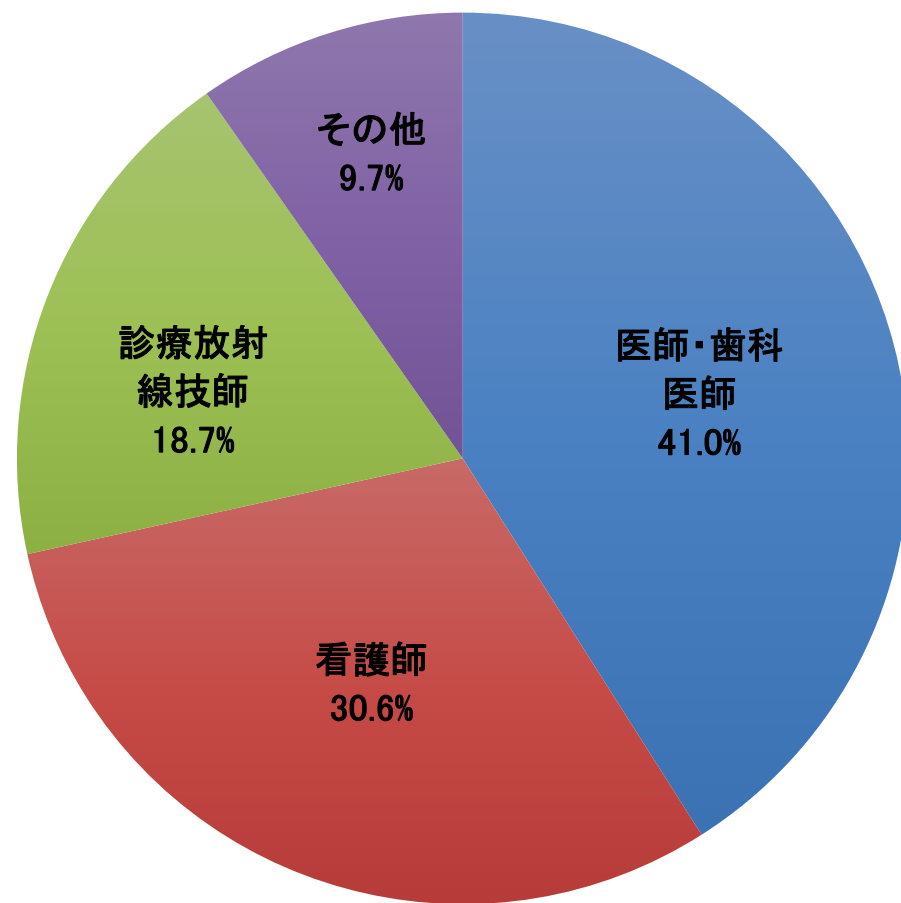
- 点検期間は令和2年8月7日～9月30日。回答方法は書面又はWEB。
- 放射線業務を実施する全国の約17,000事業場（うち医療保健業は約8,400事業場）に対して点検を実施し、約9,500事業場（うち医療保健業は約5,300事業場）が回答。（回収率：57%）
- 改正電離則の経過措置期間（令和4年度まで）は、自主点検を継続的に実施する予定。

# 電離健診対象事業場に対する自主点検結果(医療保健業)①

## 回答事業場における放射線業務従事者数の分布

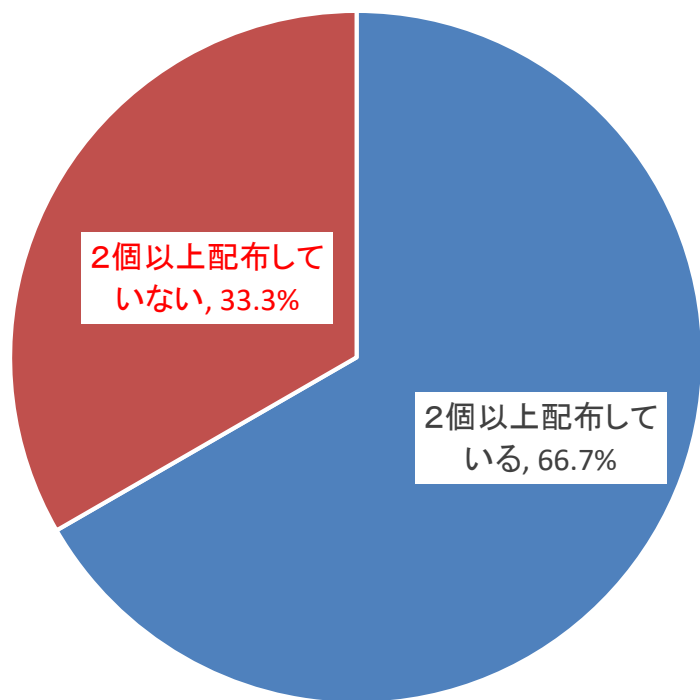


## 回答事業場における放射線業務従事者の内訳

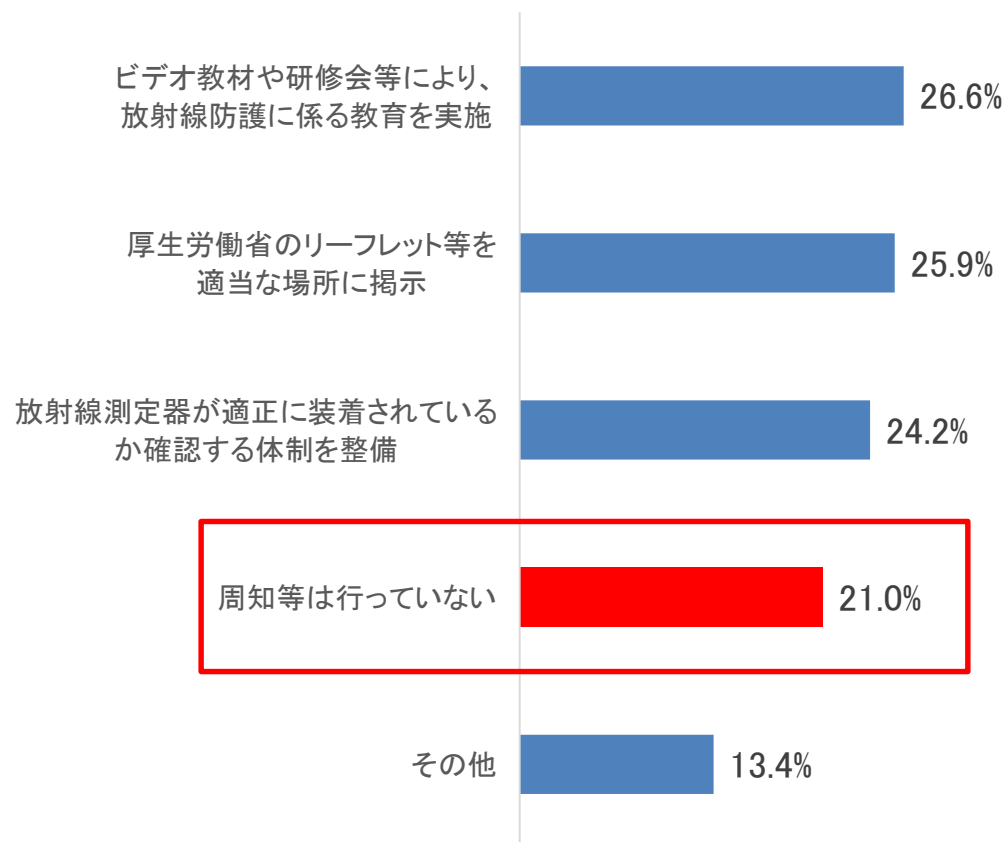


# 電離健診対象事業場に対する自主点検結果(医療保健業)②

Q1 放射線測定器の配布状況(不均等被ばくとなる者に放射線測定器を2個以上配布していない事業場の割合)



Q2 放射線測定器の適正な装着のための対策(複数回答可)



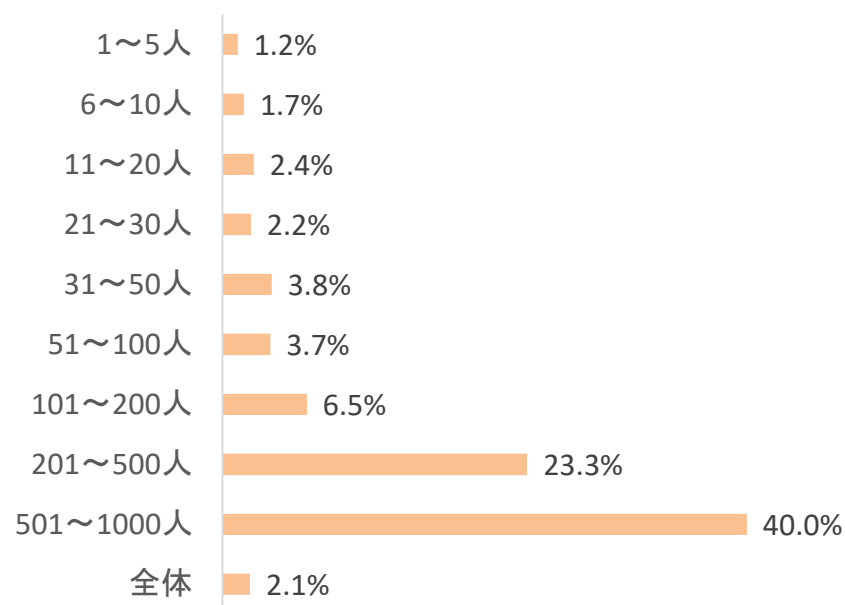
○放射線測定器は、胸部(男性)又は腹部(女性)に加えて、不均等被ばくの場合は体幹部や末端部への装着が必要(電離則8条)

# 電離健診対象事業場に対する自主点検結果(医療保健業)③

## Q3 実効線量分類別人数

※放射線業務従事者数、実効線量分類別人数の合計人数、眼の水晶体の等価線量分類別人数の合計人数が一致する回答のみ抽出して集計

	人数 (人)	割合 (%)
検出限界未満	51,447	69.2
検出限界以上～年20mSv被ばく	22,490	30.3
年20mSv超～年50mSv被ばく	106	0.1
年50mSv超被ばく	1	0.0
把握していない	287	0.4
合計	74,331	100.0



事業場の放射線業務従事者数別の  
実効線量が年20mSv超又は把握していない労働者がいる  
と回答した事業場の割合

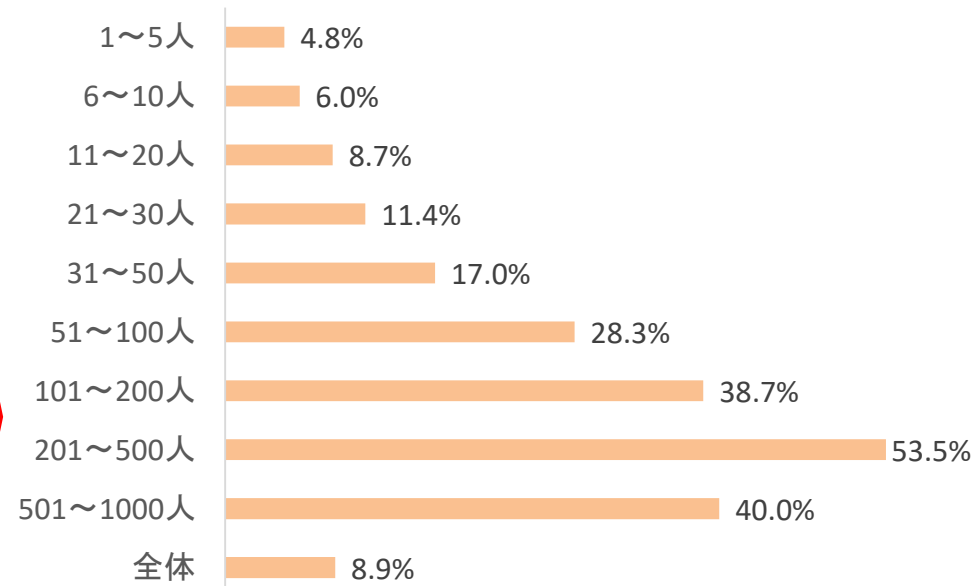
実効線量の限度は5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv (電離則4条)

# 電離健診対象事業場に対する自主点検結果(医療保健業)④

## Q4 眼の水晶体の等価線量分類別人数

※放射線業務従事者数、実効線量分類別人数の合計人数、眼の水晶体の等価線量分類別人数の合計人数が一致する回答のみ抽出して集計

	人数 (人)	割合 (%)
検出限界未満	47,725	64.2
検出限界以上～年20mSv被ばく	23,806	32.0
年20mSv超～年50mSv被ばく	473	0.6
年50mSv超被ばく	55	0.1
把握していない	2,272	3.1
合計	74,331	100.0



事業場の放射線業務従事者数別の  
眼の水晶体の等価線量が年20mSv超又は把握していない  
労働者がいると回答した事業場の割合

(令和3年4月1日～) 眼の水晶体の等価線量の限度は5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv (電離則5条) ※一部の医師について経過措置あり

# (参考) 眼の水晶体等価線量限度経過対象措置医師について

<p>「経過措置対象医師」とは</p> <p>放射線業務従事者のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなお<b>眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき100ミリシーベルトを超えるおそれのある医師</b>で、</li><li>• その行う診療に<b>高度の専門的な知識経験</b>を必要とし、</li><li>• そのために<b>後任者を容易に得ることができないもの</b></li></ul>	<p>令和3年4月1日～令和5年3月31日 <b>50mSv/年</b></p> <p>令和5年4月1日～令和8年3月31日 <b>60mSv/3年、かつ50mSv/年</b></p> <p>令和8年4月1日～ <b>100mSv/5年、かつ50mSv/年</b></p> <p>経過措置期間</p>
---	--

- 経過措置対象医師は、**令和5年3月31日まで**の間に、**衛生委員会の調査審議等を経た上で**、指定する必要がある

- ✓ 現在使用している医師を経過措置対象医師に指定しようとする場合は、改正電離則の施行（令和3年4月1日）後遅滞なく指定。施行日から令和5年3月31日までの間で雇入れ又は配置換えした医師を経過措置対象医師に指定しようとする場合は、雇入れ又は配置換え後遅滞なく指定。

- 経過措置対象医師に指定する医師に対しては、**その旨を本人に通知**するとともに、**氏名、医籍登録番号、診療科名、経過措置対象となる具体的な事由**を記録して**令和8年3月31日まで保存**しておく

# 電離健診対象事業場に対する自主点検結果(医療保健業)⑤

Q5 5年間の被ばく線量の管理方法  
(複数回答可)

	事業場数 (件)	割合 (%)
A 電離放射線健康診断個人票を とりまとめて管理	3,607	67.8
B 線量計メーカーから通知された 書類をとりまとめて管理	4,235	79.6
C 独自の管理ツール等を用いて 電子的に管理	355	6.7
D 管理していない	28	0.5
E その他	83	1.6

(N:5,321)

Q6 新規所属労働者の所属前被ばく線量  
の管理方法(複数回答可)

	事業場数 (件)	割合 (%)
A 前所属事業場から 通知を受けて把握	666	12.5
B 被ばく線量測定サービス会社 から通知を受けて把握	1,456	27.4
C 当該者へのヒアリング等 により把握	1,681	31.6
D 把握していない	835	15.7
E その他	350	6.6

(N:5,321)

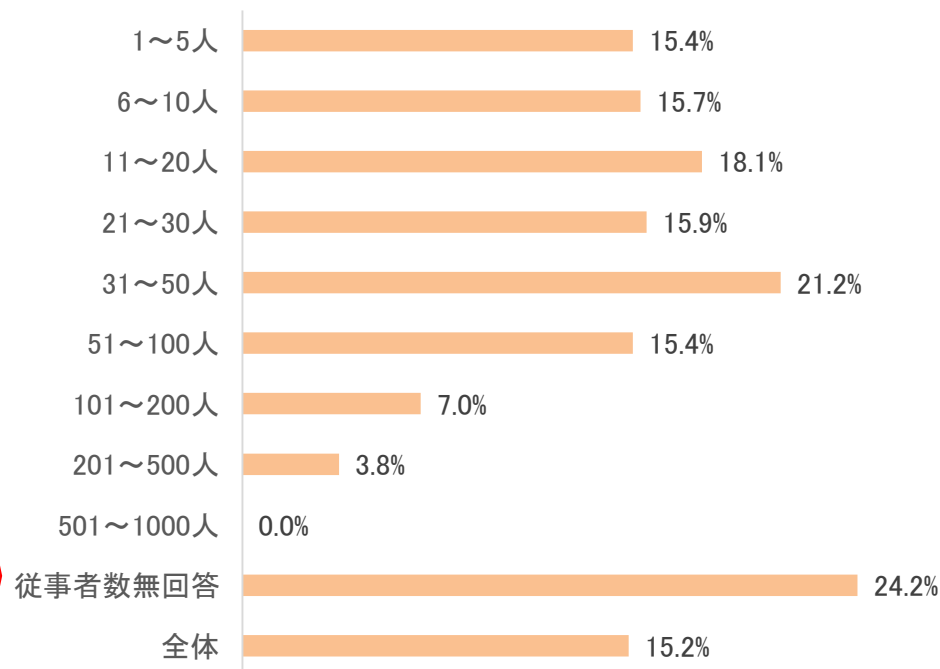
5年間の途中で新たに管理区域に立ち入ることとなった労働者について、5年間の始期からそれまでの間の被ばく線量を、当該労働者が前の事業場から交付された線量の記録により確認する。

(平成13年3月30日付け基発第253号記の第3の5)

## Q7 管理区域一時立入者の線量管理方法(複数回答可)

	事業場数	%
A 個人線量測定サービス機関を利用して被ばく線量を測定	746	14.0
B 電子線量計を装着させて被ばく線量を測定	1,562	29.4
C 外部被ばくによる実効線量が計算により0.1mSvを超えないことを確認等し、測定を行ったものとみなす	1,193	22.4
<b>D 管理していない</b>	<b>810</b>	<b>15.2</b>
E その他	1,227	23.1

(N:5,321)



事業場の放射線業務従事者数別の  
管理区域一時立入者の線量を管理していない  
と回答した事業場の割合

外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定は管理区域一時立入者に対しても実施が必要  
(電離則8条)